

(別添) パブリックコメント後に修正した主な内容

番号	ページ	章番号等	表題	行数・図表番号等	修正前	修正後	その理由等
1	全般				(脚注一部のみ付記)	全般的に脚注を付記	政府行動計画と同様に、県行動計画の中で詳細な説明が必要と考えられる箇所に、脚注を付記
2	全般				(用語集なし)	用語集の追加	政府行動計画と同様に、県行動計画の中で説明が必要と考えられる用語を集め、末尾に用語集を掲載
3	第3部全般				(関係部局の記載なし)	各項目について、本県における関係部局を記載	政府行動計画における省庁名記載と同様に、本県における新型インフルエンザ等対策における関係部局を整理
4	25	第1部 第2章 第3節	(2) 感染症危機における有事のシナリオ(時期ごとの対応の大きな流れ)	ページ中央の図	(図内において、「政府対策本部の設置」及び「県対策本部の設置時期」が準備期になっている。また、「大臣公表」が初動期の終わり頃になっている)	図内において、「政府対策本部の設置」及び「県対策本部の設置」を初動期(中期から後期)に修正し、「大臣公表」を初動期(初期から中期)に修正	国の意見を受けて修正(当該内容はすべて初動期であり、時系列としては大臣公表→政府対策本部設置→県対策本部設置)
5	51	第3部 第2章(情報収集・分析) 第1節(準備期)	(2) 所要の対応 1-1. 実施体制		県等は、国及びJIHSとともに、有事に備え、積極的疫学調査や臨床研究に資する情報の収集について、平時から体制を整備する。	県等は、国及びJIHSとともに、有事に備え、積極的疫学調査や臨床研究に資する情報の収集について、平時から体制を整備する。 <u>また、収集した情報の漏えい等への対策のため、情報セキュリティの強化や事案が発生した場合の対応手順について整理する。</u>	国の意見を受けて修正(政府行動計画を参考に追記)
6	55	第3部 第3章(サーベイランス) 第1節(準備期)	(2) 所要の対応 1-1. 実施体制	①	県等は、平時から感染症の発生動向等を把握できるよう、国に対して、指定届出機関からの患者報告や、 <u>JIHSや地方衛生研究所からの病原体の検出状況やゲノム情報等の報告を行う。</u>	県等は、平時から感染症の発生動向等を把握できるよう、国に対して、指定届出機関 からの患者報告や、 <u>地方衛生研究所からの病原体の検出状況やゲノム情報等の報告を行う。</u>	庁内意見を受けて修正(JIHSは直接国に報告するため)
7	55	第3部 第3章(サーベイランス) 第1節(準備期)	(2) 所要の対応 1-2. 平時に行う感染症サーベイランス	②	県等は、国及びJIHS等と連携し、 <u>指定届出機関からインフルエンザ患者の検体を入手し、インフルエンザウイルスの型・亜型、感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)を</u> 平時から把握するとともに、感染症サーベイランスシステムを活用し、発生状況について共有する。	県等は、国及びJIHS等と連携し、 <u>指定提出機関から急性呼吸器感染症患者の検体を入手し、インフルエンザウイルスの型・亜型、感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)を</u> 平時から把握するとともに、感染症サーベイランスシステムを活用し、発生状況について共有する。	ARIサーベイランス開始に伴い修正
8	60	第3部 第4章(情報提供・共有、リスクコミュニケーション) 第1節(準備期)	(2) 所要の対応 1-2-1. 迅速かつ一体的な情報提供・共有体制の検討	④	県及び市町村は、国が定める感染症の発生状況等に関する公表基準等を踏まえ、個人情報やプライバシーの保護に留意しつつ、感染症対策に必要な情報提供・共有 <u>を行う。</u>	県及び市町村は、国が定める感染症の発生状況等に関する公表基準等を踏まえ、 <u>あらかじめ個人情報やプライバシーの保護に留意した</u> 感染症対策に必要な情報提供・共有 <u>の在り方を整理する。</u>	国の意見を受けて修正(公表基準を踏まえた具体的な患者の情報の提供については、初動期以降に行うため)
9	65	第3部 第4章(情報提供・共有、リスクコミュニケーション) 第3節(対応期)	(2) 所要の対応 3-1-2. 双方向のコミュニケーションの実施	②	県は、国の要請を踏まえ、必要に応じてコールセンター等を <u>設置又は設置を継続する。</u>	県は、国の要請を踏まえ、必要に応じてコールセンター等を <u>継続する。</u>	国の意見を受けて修正(既に初動期に設置されたコールセンター等を継続する趣旨のため)
10	67	第3部 第5章(水際対策) 第1節(準備期)	(2) 所要の対応 1-1. 水際対策の実施に関する体制の整備	②	地方衛生研究所は、国からPCR検査等の検査依頼を受けられるよう、 <u>協力体制を構築する。</u>	地方衛生研究所は、国からPCR検査等の検査依頼を受けられるよう、 <u>国の協力体制構築に協力する。</u>	庁内意見を受けて修正(政府行動計画に記載のとおり、国が構築する「協力体制」に協力するという趣旨のため)
11	68	第3部 第5章(水際対策) 第2節(初動期)	(2) 所要の対応 2-3. 国等との連携	①	県等は、国の <u>検疫措置の強化に伴い、検疫所や医療機関等の関係機関との連携を強化し、新型インフルエンザ等に対するPCR検査等の検査を実施するための技術的支援を行い、</u> 検査体制を速やかに整備する。	国の <u>検疫措置の強化に伴い、県等は、検疫所や医療機関等の関係機関との連携を強化し、新型インフルエンザ等に対するPCR検査等の検査を実施するための国の技術的支援を受け、</u> 検査体制を速やかに整備する。	庁内意見を受けて修正(政府行動計画では、技術的支援を行う主体は国となっているため)

(別添) パブリックコメント後に修正した主な内容

番号	ページ	章番号等	表題	行数・図表番号等	修正前	修正後	その理由等
12	76	第3部 第6章（まん延防 止） 第3節（対応期）	（２）所要の対応 3-2-3. ワクチンや治療薬等によ り対応力が高まる時期	1段落目	ワクチンや治療薬の開発や普及により、感染拡大に伴うリスクが低下したと認められる場合は、県は、上記3-1に記載した対策の中では強度の低いまん延防止対策を実施しつつ、特措法によらない基本的な感染症対策への速やかな移行を検討する。	ワクチンや治療薬の開発や普及により、感染拡大に伴うリスクが低下したと認められる場合は、県は、上記3-1に記載した対策の中では強度の低いまん延防止対策を実施しつつ、 <u>国の方針を踏まえ</u> 、特措法によらない基本的な感染症対策への速やかな移行を検討する。	国の意見を受けて修正（特措法によらない基本的な感染症対策へ移行するかどうかの方針は、国が決定するため）
13	76	第3部 第6章（まん延防 止） 第3節（対応期）	（２）所要の対応 3-3. まん延防止等重点措置又は 緊急事態措置の適用に係る国へ の要請の検討等	②病原体の性状等に 応じて対応する時期	医療提供体制の状況等に鑑みて必要と認められる地域において、国やJIHS等から提供される科学的知見に基づき、措置の効果と、県民生活及び社会経済活動に与える影響を総合的に勘案した上で、必要最小限と考えられる期間及び区域、業態等に対して <u>措置の適用に係る国への要請を検討する。</u>	医療提供体制の状況等に鑑みて必要と認められる地域において、国やJIHS等から提供される科学的知見に基づき、措置の効果と、県民生活及び社会経済活動に与える影響を総合的に勘案した上で、必要最小限と考えられる期間及び区域、業態等に対して <u>措置を講ずる。</u>	国の意見を受けて修正（当該箇所は措置の要請の留意点に係るものであり、また、期間・区域・業態を決めるのは都道府県知事であるということ踏まえた表現とする）
14	77	第3部 第6章（まん延防 止） 第3節（対応期）	（２）所要の対応 3-3. まん延防止等重点措置又は 緊急事態措置の適用に係る国へ の要請の検討等	③ワクチンや治療薬 等により対応力が高 まる時期	上記②と同様に措置を講ずるが、重症化等のリスクが低下したことを踏まえ、対策の長期化に伴う県民生活や社会経済活動への影響をより重視しながら、 <u>措置の適用を要請する</u> 期間及び区域、業態等を検討する。	上記②と同様に措置を講ずるが、重症化等のリスクが低下したことを踏まえ、対策の長期化に伴う県民生活や社会経済活動への影響をより重視しながら、 <u>措置を講ずる</u> 期間及び区域、業態等を検討する。	同上
15	89	第3部 第8章（医療） 第2節（初動期）	（２）所要の対応 2-3. 相談センターの整備	②	県は、国の要請を受け、発生国・地域からの帰国者等や有症状者等からの相談を受け、必要に応じて、感染症指定医療機関の受診につなげる相談センターの整備を速やかに行う。	県等は、国の要請を受け、発生国・地域からの帰国者等や有症状者等からの相談を受け、必要に応じて、感染症指定医療機関の受診につなげる相談センターの整備を速やかに行う。	国の指摘を受けて修正（政府行動計画では本項目は保健所設置市も含めた「都道府県等」とされているため）
16	89	第3部 第8章（医療） 第2節（初動期）	（２）所要の対応 2-3. 相談センターの整備	③	県は、国の要請を受け、症例定義に該当する有症状者等からの相談に対応する相談センターを整備し、県民等への周知を行い、感染したおそれのある者について、必要に応じて感染症指定医療機関の受診につなげる。	県等は、国の要請を受け、症例定義に該当する有症状者等からの相談に対応する相談センターを整備し、県民等への周知を行い、感染したおそれのある者について、必要に応じて感染症指定医療機関の受診につなげる。	同上
17	100	第3部 第10章（検査） 第1節（準備期）	（２）所要の対応 1-1. 検査体制の整備	②	地方衛生研究所は、 <u>JIHSと試験・検査等の業務を通じて</u> 平時から連携を深める。また、地方衛生研究所はJIHSと検査精度等の検証を迅速に行う体制を確立するとともに、有事における検査用試薬等の入手ルートを確保する。	地方衛生研究所は、 <u>JIHSや他の地方衛生研究所等と試験・検査等の業務を通じて</u> 平時から連携を深める。また、地方衛生研究所はJIHSと検査精度等の検証を迅速に行う体制を確立するとともに、有事における検査用試薬等の入手ルートを確保する。	庁内意見をを受けて修正（政府行動計画では、地方衛生研究所等同士の連携も想定されているため）
18	101	第3部 第10章（検査） 第1節（準備期）	（２）所要の対応 1-1. 検査体制の整備	④	地方衛生研究所は、新型インフルエンザ等の発生時に速やかに検査体制を整備するため、検疫所や民間検査機関、医療機関、研究機関及び流通事業者等の有事に検査の実施に関与する機関（以下「検査関係機関等」という。）との間の役割分担を平時から確認し、有事における検査体制整備を進める。また、県等は、新型インフルエンザ等の発生時に迅速に検査ができるよう、公用車等による検体搬送に加え、運送事業者等とも検体の搬送方法の検討を行い、必要に応じて協定等を締結できるよう準備を進める。	県等は、新型インフルエンザ等の発生時に速やかに検査体制を整備するため、検疫所や民間検査機関、医療機関、研究機関及び流通事業者等の有事に検査の実施に関与する機関（以下「検査関係機関等」という。）との間の役割分担を平時から確認し、有事における検査体制整備を進める。また、県等は、新型インフルエンザ等の発生時に迅速に検査ができるよう、公用車等による検体搬送に加え、運送事業者等とも検体の搬送方法の検討を行い、必要に応じて協定等を締結できるよう準備を進める。	庁内意見をを受けて修正（地方衛生研究所も含めた県等が、実施主体となるため）
19	119	第3部 第6章（物資） 第2節（初動期）	（２）所要の対応 2-2. 円滑な供給に向けた準備	②	県は、医療機関等において感染症対策物資等の不足が見込まれる場合等は、国や感染症対策物資等の生産、輸入、販売又は貸付けの事業を行う事業者と連携しながら必要量の確保に努める。	県は、医療機関等において感染症対策物資等の不足が見込まれる場合等は、国や感染症対策物資等の生産、輸入、販売又は貸付けの事業を行う事業者と連携しながら必要量の確保に努める。 <u>また、県は必要に応じて、個人防護具について、医療機関等への配布の準備等に努める。</u>	国の意見を受けて修正（準備期における備蓄の配布についても明記）
20	129	第3部 第13章（県民生活 及び県民経済の安 定の確保） 第3節（対応期）	（２）所要の対応 3-1-9-1-4. 感染拡大等によって 火葬体制が逼迫している場合等 の措置	①火葬体制の整備 （ウ）	県は、遺体の火葬について、 <u>火葬場に関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、市町村から要請があった場合に、</u> 遺体の搬送の手配等を実施する。	県は、 <u>市町村及び近隣府県と連携し、遺体の火葬について、火葬場等に関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、市町村の区域内で火葬を行うことが困難と判断されるときは、他の市町村及び近隣府県に対して広域火葬の応援・協力を要請し、広域的な火葬体制を確保するとともに、</u> 遺体の搬送の手配等を実施する。	庁内意見をを受けて修正（政府行動計画ガイドラインに準じて追記）